

日本精神論と国民道徳論

—河野省三・村岡典嗣の学説を中心として—

高野 裕 基

はじめに

本稿の目的は、昭和初期に流行した「日本精神」なる語句と、明治後期から唱導された「国民道徳」なる語句とが、どのような関係を有していたのかを、神道学者であり神職でもあった河野省三による日本精神論・国民道徳論に関する一連の研究を整理・検討することにより考察することにある。その際、河野による日本精神に関する言説の比較対象として、河野と同じく芳賀矢一の学問系譜に位置付けられる村岡典嗣による、日本思想史の立場から論じられた日本精神論を検討し用いる。

日本精神論については、佐々木聖使が「昭和初期日本精神論の特色」（『日本大学今泉研究所紀要』第一集、昭和五十八年）において、日本精神論の特色としての「両面性」に注目し、「現実の政治政策においては、排外性や国家主義・

独自の歴史性や武勇を重んじる方向に重点が一方的に移行して」（一〇五頁）しまい、「日本精神論に内在していた両極性の一方のみが強調せられ、今もってそれがあたかも日本精神の全てであるかの如く考えられているのが現状である。」（同右）と指摘している。佐々木の論考においては、当時における日本精神の論じられ方について、かなり広範な視点から資料を収集し詳細に論じているが、本稿の目的である日本精神論と国民道徳論の関係性については論じられていない。しかし、佐々木論文において指摘される日本精神論の「両面性」や、多様性は、本稿においても重要な視点となるだろう。それは、日本精神論と比較する国民道徳論においても同様に、両面性や多様性を見出すことができるからである。また、後述するように、国民道徳論が教育勅語の解釈論であったことは、その中心的論者であった井上哲次郎の『釈明勅語衍義』に明らかである。本稿では、

国民道徳論において、その基準として論じられる教育勅語が、日本精神論においてはどのように論じられているのかについても言及したい。さらには「戊申詔書」や「国民精神作興ニ関スル詔書」といった、各時代の社会背景を大きく映した詔書との関わりをも考察したい。

一、「国民精神作興ニ関スル詔書」と日本精神

昭和六（一九三二）年の満州事変前後から広く用いられた「日本精神」という語句が、いつ頃から用いられてきたのかについては判然としない。⁽³⁾また、類似の「国民精神」という語句もあるが、こちらも初出は判然としない。⁽⁴⁾ただ、「日本精神」及び「国民精神」なる語句が大正後期から昭和前期にかけて広く用いられていたことは、紀平正美『日本精神』（岩波書店、大正五年）、安岡正篤『日本精神の研究』（玄黄社、大正十三年）、大川周明『日本精神研究』（社会教育研究所、大正十三年）といった、「日本精神」の語を書名に冠した書籍が数多く刊行されていることから明らかである。本稿では日本精神と国民道徳との関わりを検討することを目的としているので、本節では一連の背景について整理したい。

明治後期から唱道された国民道徳論は、その中心的論者である井上哲次郎が、『釈明勅語衍義』（広文堂書店、昭和十

七年）において「之れを要するに明治末年から国民道徳といふ一学科の研究が新に教育界に勃興して来たのは、その初め全く自分が創設した東亜協会に於ける講習会に於いて、国民道徳講義を為したことに始まるのである。而してそれは『勅語衍義』より一層拡大されたる高所大所より見た『教育勅語』の解釈に外ならないといふことを明かにして置きたいのである」（三〇―三二頁）と当時を回想しているように、国民道徳論とは、教育勅語の解釈論であることを窺い知ることができ、国民道徳論における教育勅語の解釈は、衍義書などと比較すると、より幅広い視点から解釈を行う学問であることがわかる。

この井上哲次郎を中心とした国民道徳論の唱道は、井上が、明治四十三年七月二日から十五日に、東亜協会において「国民道徳の研究」と題した講習会（於東京外国語学校）を行い、翌四十四年七月二十六日から三十日にかけて、文部大臣小松原英太郎の命により中等教員講習会において「国民道徳概論」と題して講演したものを、『国民道徳概論』（三省堂書店、明治四十五年）として刊行したことに端を発する。また、明治四十一年十月十三日には戊申詔書が發布されており、教育勅語の中心的解釈者であった井上哲次郎は、戊申詔書の解釈についても、小松原英太郎の命により、帝国教育会の一員として『戊申詔書述義』（帝国教育会、

明治四十二年)の作成にあたってしている。このことからも国民道徳論の唱道は、日露戦争後の社会思潮混乱の中で、戊申詔書の解釈論と一連の流れにあるものと考えられる⁽⁵⁾。そして、国民道徳論は、大正六年に設置された臨時教育会議によって、学校教育で国民道徳教育を徹底することが決定されたことにより、大正期を通じて唱道され続けた。さらに、大正十二年に「国民精神作興ニ関スル詔書」が發布され、十三年には文政審議会が設置された。この会議は、文政審議会官制の第一条に「国民精神ノ作興、教育ノ方針其ノ他文政ニ関スル重要ノ事項ヲ調査審議ス」とあるように、「国民精神作興ニ関スル詔書」における精神を徹底するために設置されたものである。そして、昭和六年の満州事変を契機として日本精神なる語句が広く用いられるのであるが、同七年八月には文部省の直轄研究所として国民精神文化研究所が設置され、国民精神に関する論理的研究が積極的になされていく。河野省三も同年に嘱託研究員として所属し、同所から日本精神・国民道徳・国民精神などに関する著作を残している。

このように、国民道徳論から日本精神論に至るまでの背景には、教育勅語をはじめとした各詔書の存在を確認することができる。佐藤秀夫は『続・現代史資料 8 教育 1 御真影と教育勅語』(みすず書房、平成六年)において、教

育勅語の「補完詔勅」として、「戊申詔書」「国民精神作興ニ関スル詔書」等をあげ、各時代における各詔書の役割を論じているが、本稿において検討する国民道徳論と日本精神論との移行期において發布された「国民精神作興ニ関スル詔書」については、殆ど検討されていない。その理由としては副田義也が『教育勅語の社会史』(有信堂高文社、平成九年)において、「成立にかんして実証的に研究するための資料は、管見のかぎりではまったく見当らない」と述べているように、その成立経緯が不明確であり、それを明らかにするための史料に乏しいことによる。しかし、森川輝紀が『国民道徳の道―「伝統」と「近代化」の相克―』(三三社、平成十五年)において、「国民精神作興ニ関スル詔書」(一九二三年)が出版され、それが国民道徳論の構成に影響を与えることになる。国民道徳論から国民精神論への展開と表現できよう。(一九〇―一九一頁)と指摘するように、本詔書が国民道徳論の展開に多大な影響を与えたことは明らかであろう。この詔書は関東大震災の直後である大正十二年十一月十日に發布されている。本詔書が發布された直接的事由は、関東大震災後の思想混乱に対するものと考えられるが、副田義也は前掲書において、この詔書が發布された時期があまりにも震災から間もないことから、震災以前から起草が行われていたのではないかと推察してい

る。

ここには、近代における詔勅を国民がどのように捉えていたのかという問題とも関係すると思われる。國學院大學の学長であった芳賀矢一は、教育勅語渙発三十周年の講演において、「今度の天子様は何故教育勅語を發布にならぬのか」という国民の言葉を耳にしたことをとりあげて、當時における国民の傾向を述べている。そして教育勅語は「明治天皇御一人の教えではない」と述べ、教育勅語は大正期においても継承されるものであると強調している。このような教育勅語は明治天皇の「お言葉」であるという国民の思想は、大正天皇の「お言葉」を期待するものともみえる。この新しいお言葉への期待と、教育勅語を大正期においても重視するという方針は、「国民精神作興ニ関スル詔書」の發布によつて具現化されたものとみることができらる。また、それは教育勅語の各時代における解釈の歴史ともみられ、日本精神論を創出する淵源となつたとも考えられるのである。ただし、大正四年十二月十日に「教育振興の御沙汰」が出されており、本詔書の渙発前において、教育に関わる大正天皇の「お言葉」が皆無であつたわけではない。その内容は、

皇考夙に心を教育の事に勞せられ、制を定め、令を布き、又勅して其の大綱を昭にしたまへり。朕遺緒を紹

述して、倍々其の振興を図らむとす。今や人文日進の時になり、教育の任に在る者克く朕か意を体し、以て皇考の彝訓を対揚せむことを期せよ。

とあり、大正期においても教育勅語の精神を継承する聖旨を窺うことができる。

「国民精神作興ニ関スル詔書」が、昭和六年の満州事変を契機に流行する日本精神論に影響を与えたということについて河野省三は、「大正十二年九月一日の関東大震災後、二ヶ月余、人心尚ほ不安動揺の中に、世界大戦後益々募る思想界の危険を一掃し、従来、久しく囚はれ過ぎた物質的生活に魂を入れて、真に雄大堅実なる国民精神を振興しよう」と云ふ大正天皇並に摂政宮（即ち当時、皇太子殿下で在らせられた今上陛下）の大御心から渙発せられた詔勅である。」（文部省思想局編『歴代の詔勅』日本文化協会出版部、昭和十年）と述べている。大正天皇のみならず、当時摂政宮であつた昭和天皇の大御心でもあると論じられており、昭和期においても同詔書が重要とされたと考えられる。

一般的に大正期は、「大正文化の基調をなしたのは、民主化の風潮と、文化・生活全般にわたる洋風化の広がりにほかならない。思想の面では、日露戦争後のナシヨナリズムの弛緩の中で、人格主義と平和主義・民本主義の風潮がまず流行をみるが、やがて大正後半期には、アナキズム、

マルクス主義が若い世代を魅了するに至る」⁽¹⁰⁾と捉えられることが多いが、他方、その反発として右翼在野神道の運動が活発となった時代であることも指摘される。「国民精神作興二関スル詔書」が發布された直後には、平沼騏一郎の国本社をはじめとする、多くの右翼団体が設立されている。葦津珍彦は『国家神道とは何だったのか』（神社新報社、昭和六十二年）において、「大正時代には、日本の憲政が大きく変って、明治の藩閥政権時代から政党政治へ移行した時代と言つてよい。社会的には、いわゆる大正デモクラシーの気風が流行した。しかし、国際的には第一次世界大戦の時代であり、史上に初めて社会主義のロシア大革命が勝利を得て、コミンテルンが活動しはじめ、社会主義が、日本でもただの少数知識人のものから大衆への影響力をもつて来た。米騒動、大ストライキ等が頻発してそれらの思想傾向を世人は、左傾と称して、これに反撥する者を右傾（右翼）と称した。大正時代は、右傾右翼抬頭の時代でもある。」と論じ、さらに右翼の集団や個人が「神国思想」を共有していたこと、またそれらが広義の神道思想とも言えるがその系譜は水戸学的神道、平田神道、垂加神道、教派神道の流れをくんでおり、教義は多彩雑多であったとしている。「国民精神作興二関スル詔書」は、関東大震災後の社会混乱に対する詔書であると同時に、国民道德論史、お

よび日本精神論研究においても、一つの重要な端緒としても位置付けることができるであろう。

このように、明治末から大正、昭和前期には、教育勅語の精神を基調としながらも、各時代に応じた詔書が發布され、また、内閣直属の諮問機関として臨時教育会議や文政審議会が設置され、文部行政が展開されていった。そして、それらの会議における答申は学校教育にとどまることなく、社会教育的な思潮として広がりを見せ、昭和六年の満州事変の勃発によつていよいよ盛んになっていったとみることができであろう。さらに、そこには教育勅語渙発二十・三十・四十・五十周年という、節目における社会思潮の高まりをみる事ができる。⁽¹¹⁾多様な要素を持つ日本精神論の端緒の一端には、「国民精神作興二関スル詔書」の発布と教育勅語渙発記念周年という背景をみる事ができるだろうと考える。この満州事変前後の社会思潮と、日本精神論との関わりについては、次節において河野省三の論述から詳細を検討したい。

二、河野省三の日本精神論

二一、河野省三の日本精神論

河野省三は、埼玉県北埼玉郡騎西町（現・加須市）にあ

る郷社玉敷神社の累代の社家である。明治三十五年、私立埼玉中学校（現・県立不動岡高等学校）を卒業後、同三十六年七月、私立國學院に入学した。同三十八年七月七日に國學院師範部國語漢文歴史科を卒業し、同日、皇典講究所祭式科を修了、これにより、師範学校中学校高等女学校國語漢文及び歴史科教員免許状を下付、皇典講究所学階五等学正を受領し、卒業後すぐに玉敷神社社司となった。大正四年、石川岩吉の後任として國學院大學講師に就任し「実践道徳」を講じた。大正期における河野の著作には神道史関係として『神祇史要』（法文館書店、大正四年）、『神祇史概要』（帝國神祇学会出版部、大正十五年）があり、国民道徳関係には『国民道徳史論』（森江書店、大正六年）、『国民道徳要論』（森江書店、大正十四年）がある。この間、柳田國男との所謂「神道私見論争」などを経て、國學院大學の教員として、また、累代の社家としての立場からの神道論・国民道徳論を展開した。昭和期に入ると、日本精神なる語句が冠されるものが多くなり、代表的なものには、『日本精神發達史』（大岡山書店、昭和七年）、『日本精神の研究』（大岡山書店、昭和九年）、『日本精神』（畝傍書房、昭和十七年）等がある。

ここでは、河野の論じる日本精神なるものがどのようなものであるのか整理したい。まず『日本精神發達史』⁽¹³⁾にお

ける論述から、各著書の関係性について整理する。

初版はしがきによれば、第一章と第二章が書下ろしであり、第三章以下は、國學院大學において国民道徳史として講じたものの稿本であるという。この点からも河野の日本精神論が国民道徳論の延長線上に位置することが窺える。また、姉妹本として『日本精神の研究』を挙げている。この二著が姉妹本とされている事由としては、『日本精神發達史』を縦断的研究とし、一般的叙述を以て著したとし、『日本精神の研究』⁽¹⁴⁾は横断的考察として、特殊的考察を行ったものだとする。また、本書の特徴の一つとして、脚注及び備考に示されている他の論者の著書紹介や、神道の用語に関する註釈が詳細に著され、河野の膨大な著作の位置付けもなされている点で重要である。明治後期から大正期にかけての河野の研究活動が、『日本精神發達史』において、体系的にまとめられたともいえるだろう。一方、『日本精神』は、二著からおおよそ十年後に刊行されたのであるが、前述二著に示された縦断的研究と横断的考察について端的に纏めている点で、河野の日本精神論を考察する上で参考となる。また本書には満州事変の進展や国際連盟脱退といった国際情勢の中にあつて、日本精神を論じる上で、日本精神と古典・神社・武士道、神道・国学・外来思想という各方面における問題点を提示している点で重要と

思われる。本稿では『日本精神』から河野の日本精神研究の方法論について整理したい。

河野は、『日本精神』において日本精神という語句について定義を行っている。まず、広義には「我が国史を一貫する民族精神」、狭義には「満州事変前後から起つた日本国民の現代意識」であるとする。また、研究の方法として歴史的な縦軸と横軸を設定し、縦軸としては、「日本精神の時代的（歴史的）表現に関する考察」、横軸としては「日本精神の文化的（社会的）表現に関する考察」という視点を提示している。河野の日本精神論における問題意識は、

我が国体を始め、神社や日本精神や国学などに関する研究を為すについて、殊に其の教化に当るについては、最も深く御国心を喚起することが必要である。而して教学に従事する者にとつては、日本的信念を堅持することが最も大切である。（『日本精神』はしがき、四頁）

という点にあり、教化・教育に重点が置かれている。これは、河野の國學院大學学長や国民精神文化研究所嘱託としての立場を考慮すれば、当然のことといえる。

河野は、日本精神と国体論との関わりを論じているが、その関わりについては同書に次のように論じられている。

非常時に於ける日本精神は極めて緊張して自覚され昂揚されるからして自ら国家的、道徳的、男性的の性質

が力強く發揮される。それ故、指導精神として働きかけ、積極的な力として理解され、その方面の特色が専ら日本精神そのものとして考へられがちなのは是がためである。殊に支那事変が起るに及んで、国体の明徴、皇国の道の昂揚、惟神の大道に対する自覚が非常時局の進展につれて、ますます国民意識を国家的、道徳的に指導し、鍛練する傾向に進んであるからして、日本精神若しくは其の特色を専ら此の観点から判断しようとするのは自然である。（『日本精神』一八頁）

河野は、非常時において日本精神が高揚することを認めている。そして「国民意識を国家的、道徳的に指導」的要素を一層評価している。

河野はその立場上、当然、日本精神と神道との関わりについて論じている。

日本に於いて最も日本的なる思想は、現御神とます天皇と神国たる皇国とを離れないところの神といふ信念である。此の日本国民祖先以来の伝統的生活原理が即ち神の道であり、即ち神ながらの道若しくは皇道（皇神の道・神皇の道）である。維神の道若しくは神皇の道としての皇道といふ思想は即ち神道の本質であり、根本義である。我が日本の神道といふのは、言ふまでもなく神の道である。神の道とは即ち日本民族祖先以来

の生活原理である。

(中略)

即ち神の道は斯かる意味に於いて、正に日本に在つては上下一体・祖孫一体の道であり、国民に在つては、その道徳乃至生活上の規範である。(『日本精神』一五四―一五五頁)

「日本的」なものとして「神といふ信念」を挙げている。

二―二、日本精神と武士道

一方、『日本精神發達史』の構成は、第三章「中世に於ける武士道の發達」を起点に現代までの日本精神の發達をたどっており、本書における武士道が占める割合が多くなっている。

河野に先行する国民道徳論者として著名な井上哲次郎なども重視してきた「武士道」については、『国民道徳史論』第十章「武士道」において、その特質を「単なる学説に非ずして、実行せられたる倫理学説」(一八七頁)とし、神道と武士道を「国民道徳の二大組織体」として位置づけ、次のように述べている。

この両者は個々の国民道徳を其の内容として、我が国情に適応して、特殊の發達をなせるもの、即ち何れも我が国民の精神生活の發達を保持し、助長したる国民

道徳の体系と称すべきなり。故に神道と武士道を究むれば我が国民道徳の大半は既に了解せられたるものと謂ふべく、国民道徳の歴史的基礎と実行の勢力とは、これによりて、始めてよく明にせらるゝ也。(『国民道徳史論』一五八頁)

ここには、歴史的基礎としての神道と、実行の勢力としての武士道の重要性を指摘している。河野は「武士道の萌芽は実に我が上代国民の固有せる性情」(二五九頁)にあるとし、更に「日本民族の精神特色を形成したる国民性(若しくは大和魂)が特殊なる社会生活に影響せられ、鍛練せられて發達したる道徳的觀念なり。」(同上)と述べた上で、武士道の史的研究を行っている。その中で、明治以降については、武士社会が一般社会と同等の社会になったこと、そして封建制度の崩壊により、武士道徳の弊風短所が薄弱になったことを挙げ、「努めて、其の長所、短所を探究して、今後の我が国民思想に対する位置を判定せむと欲す。」(二七三頁)と述べ、武士道が上代より続く精神であること、更には将来の国民道徳に於ける位置付けを明確にするために、更なる研究が必要であると説いている。⁽¹⁵⁾

また、神道については、「抑も国民道徳は実践道徳にして、神道は実行的道徳なるを以て国民道徳実行の力は、神道に於いて最もその豊富且強烈なるを認むるなり。而して

神道は又宗教的信念を根柢としたる道徳主義なるを以て国民精神を教養する為には、極めて強大なる力を共有し得べし。」(二三三頁)として、国民道徳論における神道とは、「実行的道徳」として重要とされている。さらに「国民道徳の二大組織体」として、神道と武士道とを挙げた根柢としては、「国民道徳は実践道徳」であるとする河野の国民道徳の認識があったと考えられる。⁽¹⁶⁾

また、「非常時」における武士道の研究ということも踏まえて考えると、日本精神論をとりまく時代背景からしても、国民道徳論の記述にくらべて日本精神論における武士道の記述は一層その割合を増したと考えることができるだろう。

二一三、河野省三の国民道徳論・日本精神論の背景

ここまで、河野省三の日本精神論について国民道徳論との関わり、武士道論との関わりを中心に検討してきた。最後に、河野による一連の日本精神研究において、神社への信仰、日本人としてあるべき姿、また、極めて抽象的とも思われる「清々しさ」や「懐かしさ」といった語句が、どのような経緯で創出されたのか、「鳥居を背景にして」と題された一稿から検討したい。この論説は大正十年十二月の全国神職会における講演録である。前述の通り河野は埼

玉県にある玉敷神社の累代の社家の家に生まれた。この一稿には幼少期から河野が経験として得た、神社への信仰を背景とした学問の原点が述べられている。『日本精神の研究』の「はしがき」には、次のように述べられている。

本書の附録として添へた「鳥居を背景として」といふ一篇は、蓋し私の幼い時の自叙伝の一頁に当るもので、前述の『神道と国民生活』の附録と相待つて、拙い文字に依る自画像の一面を示すものである。敢へて単に示すものではない。皇国と郷土と家庭とからの恵みの露に育つた私の小さい日本精神の有りのまま、の姿とはたらきとを語り明かしたい心なのである。

ここに「私の小さい日本精神の有のまま、の姿とはたらきとを語り明かしたい」と河野自身が述べているように、河野による一連の研究の問題意識の淵源が記されていると思われる。

まず、師として慕う芳賀矢一がドイツ留学の際に、ドイツの森には鳥居が無いことを物足りなく感じたという述懐を提示した上で、自身の鳥居を背景とした学問について次のように述べている。

鳥居は如何にも、自然な建築である。それを取囲む森林に対映して、誠に優雅な趣を添へる。又それに伴ふ神殿を連想して、極めて奥深い感じを与へるものであ

る。我が国体が、如何にも自然であつて、何となく奥ふかく、而も温みと強みとの充実してをるのと相對して、鳥居は正に、我が国体の表象ではあるまいか。其の鳥居を背景として、我が国体を窺ふという事は、やがて、神職の国体觀の立脚地である。（鳥居を背景として『日本精神の研究』三七六頁）

これまでも大正三年には、「神職修養の一面」（『神社協會雜誌』、第十三年第二号）や「国民道德並に国民性研究参考書」（同書、第十三年第三号）で神職として国民道德を研究することの重要性を説いてきた河野であるが、ここでも神職として論ずべき国体觀を提示し、ここに、河野の神社への信仰を背景とした国民道德論と日本精神論の原点をみることができるのではないだろうか。

国民性の根本的特色として「統一性」「永遠性」「純真性」という三つの要素を挙げ、それらを基礎として、河野の学問における根本的問題である神道とは何か、国体とは何かという問いについて次のように定義している。

神道とは、皇室を奉戴し、神祇を崇敬して、明浄正直の生活を営みつゝ、日本民族永遠の生命を展開しゆく所の日本民族の伝統的信念及び情操である。

我が国体の本質は、国民が同心一体となつて、天皇に奉仕しつゝ、日本民族永遠の活動によつて、道德的国

家を完成するに在る。（鳥居を背景として）『日本精神の研究』三八一頁）

これら鳥居を背景として論述されたものは、芳賀矢一が論じた国民性研究に対する河野の応答でもあり、生涯、神職という立場から国民道德、日本精神を論じたその背景を示すものといえるだろう。また、河野の日本精神論に芳賀矢一の学問の影響が存在することは、「芳賀先生の遺徳を偲ぶ」（『國學院雜誌』昭和十二年三月号）において「日本精神といふ名は先生の御在世中あまり唱へられませぬでしたが、日本精神その物の力を普及させ、浸込ませたかといふ点に於て、恐らくは大正の時代のみならず今後も余り多く類を見ない程に御功績の多かつた方」（五一―五二）であつた述べ、さらに「日本文献学」（『芳賀矢一遺著』富山房、昭和三年）において芳賀が「我等の理想は国民性を闡明する所に在る」と論述されていることを挙げて、「芳賀先生の国民性といふのは極めて広い意味で、今日私共が謂ふ民族性も勿論含んで居りますし、又民族精神も含まれて居りますし、日本精神も同時に含んで居るのであります。更に国民道德或は国体觀念も併せて国民性と言はれて居つたと思ふ」（五三頁）と解釈していることから、これまで検討してきた事柄を踏まえると、河野の国民道德研究・日本精神研究の根柢に芳賀の学問の存在をみる事ができるのであ

らう。

三、村岡典嗣の日本精神論

ここからは、村岡典嗣の日本精神論について検討するが、河野省三の論述と比較する対象として村岡を挙げた事由には、次の点を挙げる事ができる。村岡は、主者の一つである『本居宣長』(岩波書店、昭和四年)において、自身の学問において影響を受けた人物として芳賀矢一の名を挙げて、「春満、真淵、宣長と相継いだ徳川時代の国学者の学問をフィロロギイに擬して考へることは、明治の新しい国学者の、已に夙に唱へたところである。著者は、その一人たる芳賀矢一氏が、國學院雜誌、第十卷、第一号、及び第二号(明治三十七年「一九〇四」一月及び二月刊)に掲げた、「国学についで」といふ論文に、*Suggestion*を得た。」(三四五頁)と述べており、後述する村岡の学問に芳賀矢一の影響があることは明らかである。芳賀矢一の学問に対しては河野も様々な媒体で自身の学問との関係を述べており、河野・村岡両氏の学問に芳賀の学問が存在している点で両氏は、比較対象として興味深いと考えられる。ここでは、最初に村岡の日本思想史とはどのようなものを検討したい。

三一、村岡典嗣の日本思想史

村岡典嗣は、「日本思想史の研究法について」(『続日本思想史研究』所収、昭和九年二月)において、「一つの学問をいかに研究すべきかは、その学問が、いかなる学問なるかの正当なる理解に基かねばならぬ。而してこの事は、日本思想史と言ふ如き、いはゞ新しい学問の場合、殊に必要である」(二七頁)として、新しい学問である「日本思想史」の定義及び必要性を提示する重要を説いている。そして、「所謂思想史は或意味に於いて文化史に属する」(同右)とし、国史における思想史は、文化史に属する学問であり、その研究対象は宗教・学問・芸術・道徳といった分野であると説いている。

また、定義として「各種の学問史をも、実にまたその綜合たる哲学史をも含み得る」(二九頁)広義の思想史と、「宗教学史・倫理学史に対する宗教思想史・倫理思想史、哲学史に対する哲学思想史」(二八頁)としての狭義の思想史とに分類をしている。そして、文化史としての思想史における「事象と意識」について、「事象は意識の具現、意識は事象の反省」(二八頁)と捉え、また或る事象の原因とも考えられる「文化史の意識的方面」を研究することが思想史であると説き、換言して「厳密な意味での学問史や哲

学史の前史」(同右)と歴史学の中に位置付けている。

このように定義された思想史という学問が、国史においてどのように位置付けられるのだろうか。村岡は、古くは儒教や仏教、近年は西洋思想を輸入してきた歴史を持つ「日本思想史はいはゞ世界思想の縮図たるべく、更に又、或は、儒教思想或は仏教思想或は西洋思想の延長史に外ならぬであらう」(三〇頁)と説き、その結果として「かくては独立の日本思想史は、その必要がない」(同右)とする。そこで、日本思想史が成立する為に必要となる日本の特性とは何かという問題について、近世以来の国学と日本思想史の類似点を探る作業から論述をする。

西洋における「訓詁註釈的の形式的語学的研究を準備として、古文献の内容、即ち思想を認識するを任務とする」(三二～三三頁)「フィロロギイ」と、「古典の形式的語学的研究から入つて、古典のふくむその時代の思想の闡明」(宣長の学問において)(三二～三三頁)を試みる「国学」と村岡の提唱する「日本思想史」は、客観的文献学として類似する点があると論述する。しかし、国学は客観的文献学として不十分であるとして、次のように指摘する。

フィロロギイも国学も、その学問の性質上、ある古典、又古典によつて代表される個人や時代を、いはゞ一つの完結した単位と見て、寧ろ平面的に之を取り扱ひ、

之を内的發展の相に於いて見ることに、十分ではなかつた。随つてある古典とある古典との關係に於いて、またある古典の内的關係に於いて、思想的發展を明らかにめるといふ点が、未だ十分ではなかつた。しかもかくの如きは、文化の歴史性が、十分に認識され、文化学歴史学でふ意義が発揮されるとともに、文化学たるフィロロギイそのものの当然に成就すべきところである。(『統日本思想史研究』三三頁)

そして、歴史学へ發展しなかつた国学は、その内的關係として思想を明らかにした時、はじめて歴史学として完成されると説く。よつて、「国学が史的文化学として完成された時、そこに日本思想史を見ることが出来る」(三三三頁)とし、ここに思想史の日本の特性を見出している。つまり、村岡の日本思想史における日本の特性とは、国学に依拠していることがわかる。¹⁸⁾

三一、日本思想史の研究法

次に村岡の日本思想史における方法について整理する。村岡は日本思想史には「文献学的段階」と「史学的段階」に二つの段階があるとする。

まず「文献学的段階」は、「資料の批判考証」が主題となる。「ここに特に思想的研究の爲め最も重要なのが、

資料の時代的順位を与へることである」(三八頁)として、資料に時代順位を与えることが最も重要であり、「こはまた、一作者の、もしくはまた多くの作者の一個の作物のうちに於いても、成されねばならぬ。それは思想的發展を明らかにする任とする思想的研究の爲めに、殆んど根本的条件ともいふべきものである」(同右)とする。

次に「史学的段階」は、「客観的了解と解釈」が主題となる。

文献学の再認識でふ学的本質から考へらるゝ、客観的了解、即ち解釈家の主観的成心をさしはさむ事なくして、当の資料をありのまま、に解釈するといふことである。本居宣長等が古典解釈に於ける、仏意、漢意の排除をたえず口にしたのは、この意味に他ならぬ。(『続日本思想史研究』三九頁)

村岡の日本思想史及びその文献学的方法において、近世国学、ここでは特に本居宣長の学問の影響をみることにさる。

さらに、「史学的段階」と「客観的了解と解釈」とを総じて、思想史において重要となる、客観的文献学に基づく資料批判と、歴史学に基づく資料の時代的順序の差異からみえる各資料間の思想的関係を見ることであると説く。一方、思想史の研究上、留意しなければならない点として、

「道徳的判斷と混雜しないことである。」とし、そして、「もとより道徳的判斷が基礎とならねば、道徳的価値關係を明らかにすることは出来ぬが、この場合その判斷は歴史としてあくまでも、内在的でなければならず、超越的であつてはならぬ。」(四一頁)とする。

思想史研究において、道徳の問題は、密接に関わるものと考えられるが、村岡の学問においては、この問題への留意が多分にされており、日本精神の研究方法についてもそれは変わらない。村岡が「日本精神史方法論」(昭和十五年十二月)において「日本精神史は、かくの如き意味での日本思想史的研究の業績を基礎として、成されねばならぬ。」(九頁)また日本精神史は「日本思想史のうちの道徳思想、宗教思想、文芸思想を取扱ふものと、親近なる關係にあるとも考へられる」(二九頁)と説くように、日本精神の研究は日本思想史の一分野でありその研究方法は、日本思想史の研究方法を基礎として行われたものであった。⁽¹⁹⁾

このような日本思想史については、河野省三も『国学史の研究』(歎徳書房、昭和十八年)において、国学との関わりから次のように論じている。

国学が日本文化、特に其の源流たる我が古典乃至上代の文献を忠実に研究考査して、日本精神就中、その中心たる神道、若しくは其の精髓たる皇道精神を闡明し、

以て我が皇国の国体を講明し、その精華を發揮する所に其の本領 存するものである以上、又是まで叙説して来た国学者の業績や、復古神道の発動に併せて考察するならば、其の日本文化史上若しくは思想史上に於ける意義の豊かであり、且つその位置の高いものであることは、敢へて想像するに難くない所である。（『国学史の研究』九〇頁）

さらに、国学を詳細に学ぶための参考書として、村岡の『本居宣長』を挙げ、「近来、我が国の教育史の研究が著しく日本的になりつゝある関係上、その方面にも、国学並に国学者に対する関心が深まりつゝあることは、国学の文化的意義の一面として注意を要するものがある。」と評している。

三―三、村岡典嗣の日本精神論

村岡は「日本精神について」（『続日本思想史研究』所収、昭和九年二月）において、当時における日本精神の語について、「日本精神は今日の常套語である。日々の新聞、月々の雑誌の誌上にこの語を見ないことはない」（三頁）と述べ、昭和九年において「日本精神」という語は一般的な語として使用されていたことがわかる。

日本精神を論じるにあたっての村岡の問題意識は次のよ

うに論述されている。

斯の如きは、時局に対する反省に伴ふ現象といふべく、之を我国の歴史に徴して、元寇の当時に神国の語、幕末の時代に大和魂の語が、頻りに行はれたと同様と考へ得べく、国民自覚の発現として、もとより喜ぶべきである。しかも、所謂日本精神とは何ぞと問い来らば、必ずしもその意義明白、直ちに之を尽し得るとは言ひ得ない。これ単に、常人に於いて然るのみならず、学者に於いても同様である。その、或は日本国民として余りに普通、余りに一般の觀念なるが故でもあらうが、けだしました、学問的には思ふにはそは、研究の課題として存するに外ならないからである。吾人は今こゝに、敢へてその解決ではなくして、むしろその解決への指向を試みて、いさゝか参考に資しようと思ふ。（『続日本思想史研究』三頁）

村岡の日本精神論において問題意識となるものは、「日本精神」という語が持つ多義性・多様性を如何に学問的に克服するかという点である。また、学問的克服であるため、日本精神の鼓吹とは別であるとの強い認識があつたと考えられる。²⁰さらに「こゝに吾人が試みようとする日本精神論は、日本精神の鼓吹とは自ら別である。」（『日本精神論』一八八頁）とも説いており、村岡の日本精神論に対する学問

的姿勢がうかがえる。

村岡は、日本精神の学的観念について、「實在的のものでなければならぬ」(四頁) こと、「他の国民に於いては、之を見ないといふ特殊性を、有したものでなければならぬ」(同右) こと、「成可く長い時代を通じて、一貫して存在したといふ性質のものでなければならぬ」(五頁) ことと、いった三つの視点を挙げ、一時的な思想運動の事ではなく、日本の歴史の中で一貫して存在した特殊な精神のことを指して「日本精神」としている。⁽²¹⁾そして、「以上の如き諸案件は、之を満たすこと多ければ多いほど、日本精神を完全なるものたらしめる。」(五頁)として、日本精神の定義を提示している。しかし、日本文化の特殊性については、日本の文化には外来の文化と結びついたものが多く、「要するに日本精神は、その構成要素に於いて、厳密に固有的と称し得べきものは殆んどないと言ひ得る。」(七頁)と論じている。その結果、「かくて所謂日本精神の一往のうち、積極的にこれこそはと考へられるものは、結局は皇室中心主義の国体観に外ならぬ。」(七頁)として、皇室中心主義の国体が唯一の特殊な文化であると論じている。その国体については、「吾人は日本精神でふものが、形式に於いて特殊であるとともに、内容に於いて普遍的、又前者に於いては保守的であるとともに、後者に於いて進歩的のもの

であることを認識し、かつ主張せねばならぬ。」(一〇頁)と論じ、特殊性と普遍性、保守性と進歩性との両立する国体について説いている。さらに、前述した時局と日本精神との関わりについて、

非常時に非常時の覚悟の必要なるは言ふを俟たず、所謂非常時の意識が、感激と熱情とをさへ必要とすべきこと、また同様である。しかしそは、一切の価値あるものに對する無視や蔑視であつてはならない。歴史の相に於いての日本精神は、決して、かくの如きをその本質としなかつた。もとより過誤として一時的に之ををかしたることなかつたと言ひ得ないが、吾人はもはや、その過誤を繰返さないことを期すべきである。

〔日本精神論〕一三頁

と論じている。ここからは、一過性の非常時意識への反省と、事実に基づくわが国の特殊性を踏まえた上での普遍性の解明という、村岡の学問における究極の問題意識をみることができるのである。

村岡は、日本精神における神道をどのように捉えていたのだろうか。「神道の倫理学」(『日本思想史研究』4所収、昭和七年十二月)において、「神道はその歴史的諸相に於いて、未だ特殊の倫理学的体系を有しなかつた。」そして、「神道はその本来の形に於いて、即古神道として、必ずしも倫理

的宗教ではなかつた。」との「神道の倫理学という概念」を提示している。⁽²²⁾ここでは、神道は本来倫理的要素をもたない宗教であることを指摘し、「神道とは、太古以来存在して、儒教、仏教、耶蘇教等の外来の宗教に対立し、それらと交渉し、それらの影響のもとに変遷し発達し来つた我
国固有の宗教である。」(二七三頁)と定義している。そして、神道を「歴史的研究の対象としての神道」として、(1)一般の神事即ち祭祀的方面、(2)信仰、教義、学説等の思想的方面に二分類して次のように論じている。

今や神道の道徳思想をその種々の相に於いて、歴史的に概観し来つて考ふるに、神道には固より未だ厳密に倫理学と称し得べき学的体系は存しなかつたといへども、その素材たるべき思想的要素と単にそののみならず、その統一原理たるべき思想的傾向とが存したことは明かである。(中略)思ふに神道の倫理学は、この本質観にもとづいて組織せらるべきであらうし、また将来組織せらるゝであらう。(『日本思想史研究』4、三〇三—三〇四頁)

ここからは、神道に関する倫理学は未だに組織されていないという村岡の認識が確認でき、よつて学問として村岡の日本精神論に位置づけられてはいない。

おわりに

本稿では、「日本精神」なる語句と、「国民道徳」なる語句との関係を考察することを目的として、神道学者であり神職でもあつた河野省三による日本精神論・国民道徳論に関する一連の研究を整理・検討、比較対象として、村岡典嗣による、日本思想史の立場から論じられた日本精神論を検討してきた。

国民道徳論から日本精神論への変遷過程を考察する上での背景として、教育勅語・戊申詔書・国民精神作興二関スル詔書の存在を指摘し、それらの解釈学としての国民道徳論・日本精神論の位置付けを指摘した。また、時代が下るにつれて、武士道に関する記述が増加する傾向については、非常時と日本精神論の関わりから、各時代における反動的
思想運動としての国民道徳論・日本精神論という位置付けを行うことで検討を行った。

河野省三の学問においては、國學院大學の教員として、累代の社家として、教化・教育という視点と、河野自身の幼少期からの「鳥居を背景として」行われた学問の存在があることを指摘した。一方、村岡典嗣の学問における日本精神論は、河野のそれとは異なる視点からのものであるが、共通する視点として、両者には芳賀矢一の学問の影響

があることを指摘した。両者の共通の論点として、「非常時」という語句を見出すことができ、「非常時」において日本精神または国民道徳なるものが勃興するということが挙げられる。ここからは、日本精神や国民道徳なるものが、「非常時」の思想混乱に対する反動的な思想として度々唱道されていることを示していると考えられるのではないだろうか。「非常時」とは、日清・日露・第一次世界大戦・満州事変などといった軍事的な事柄や、明治十年代の所謂「徳育論争」期における思想混乱をさしており、前者は武士道と関係し、それは時代が下るにつれてより強く結びついていったとみることができよう。

芳賀矢一の学問系譜に位置付けられる河野省三・村岡典嗣という二人の学者を比較すると、方法論や神道観、学問に対する問題意識が異なる点も多く、ここに日本精神論の多様性をみることができるのである。同じ学問に影響を受けたとされる人物であっても、最終的には各人の立場による差異がみられるのである。また、日本精神論においては、国民道徳の基準である教育勅語があまり前景化してこない。その点において、国民道徳論の延長線上にみえる日本精神論が、国民道徳論とは異なった学問であったことが示唆されるのである。

これらの事柄を踏まえた上で、最後に筆者の今後の課題

として、河野省三が囑託として研究活動を行っていた、国民精神文化研究所が果たした役割について記したい。日本精神論の背景として国民精神文化研究所についても若干言及したが、この研究所については、戦前より批判的な指摘があったことも事実である。例えば昭和十年に刊行された、戸坂潤『日本イデオロギー論』（白揚社）には、

以上「日本精神」に味到した人達の見解に接して見たが、少くとも今までに判ったことは、何が日本精神であるかということではなくて、日本精神主義なるものが、如何に論理実質に於て空疎で雑然としたものかということである。で日本精神という問題も日本精神主義という形のものからは殆ど何の解答を与えられそうもないということが判つたのである。文部省下に国民精神文化研究所が出来ても、『日本精神文化』という雑誌が出て、又日本精神協会というものがあつてその機関紙『日本精神』が刊行されても、そうした日本精神主義による日本精神の解明は当分まず絶望と見なくてはならないだろう。日本精神主義というのは、から、声だけで正体のない Bauchredner（腹話術師）のようなものようである。（○ 内筆者）（『日本イデオ

ロギー論』岩波文庫版、一四一頁）

といった、日本精神の具体的内容の不明確さへの批判が論

じられている。さらには、「學術の構成的な統制の好い例は、「日本精神文化研究所」が課せられた活動に如くものはない。だが、云うまでもなくここから発表する「研究」は決して真面目に学界や言論界や読書界の話柄とはなっていないように見受けられる。學術上の真理が統制的に構成され難いことは、ここでも実証出来ることだ。」(一九一頁)とも論じている。

国民道徳論や日本精神論における多様性は、同時に不明確さとして、このような批判を戦前から受けていたことがわかるが、そこには、教育勅語の解釈として出発した国民道徳論の存在をみる事ができるだろう。それ故、大正末から昭和前期にかけての日本精神論をはじめとする、複雑なる思想系譜は、国民道徳論が唱道されはじめた明治末期に淵源を求めて考察をする必要があると考えられるのである。

註

(1) 佐々木論文では日本精神の類語として国民道徳が挙げられている。しかし、当論文では「当時用いられた「日本精神」を幾分でも純化させて究明したい」(七七頁)として、国民道徳をはじめ、国民性・国民精神等の語句は敢えて切り離して論考がすすめられている。また、日本精神論と国民道徳論の接続について言及したものは、

(2)

宮本誓士「国家的神道と国民道徳論の交錯―加藤玄智の『国家的神道』の意味―」(『国家神道再考』弘文堂、平成十八年)がある。

国民道徳論の多様性については、大正期に刊行された国民道徳関係の書籍において、常に国民道徳とは何かとの問いがなされているように、論者各人の立場によって論じられ方に違いがみられる。例えば田中義能は「近來、著しく国民道徳の研究が盛になつて來た。是れは一には日本人の自覚の高潮して來たのと、一には時局の影響であらふと思はれる。が何れにしても、かく国民道徳の研究の盛になつて來たのは、大いに賀すべき事である。唯々こんな研究は盛になつて來たが、まだ第一に国民道徳とはどんなことを意味して居るのであるかは甚だ不明瞭である。」(『国民道徳要領講義』二二五頁)、また、三浦藤作が「国民道徳を解説した参考書が続々現はれた。併しながら、それ等の著書は、多く国民道徳に関する事項を散漫に叙述したのみに止まり、如何に精読すると、国民道徳に就てまとまつた知識を得ることが出来ない。」(『国民道徳要領講義』大同館書店、大正十四年、序、一頁)と論じているように、国民道徳論には統一的な見解があるわけではなく、論者各人の立場から論じられ続けたものと考えられる。この日本精神論と国民道徳論の接続について言及したものは、宮本誓士「国家的神道と国民道徳論の交錯―加藤玄智の『国家的神道』の意味―」(『国家神道再考』弘文堂、平成十八年)がある。

本稿で採りあげる村岡典嗣「日本精神論」(『日本思想史研究4』所収)によれば、「日本精神」という語が頻繁

(3)

に使用される契機となったのは、「昭和六年秋の満州事変の勃発」（一八一頁）であるとされる。また、その語が初めて使用された時期については、「思ふにそれは大正の初め（さらずとも明治の末）」（同上）と推測しているが、確かなことは判然としない。

本稿で採りあげる河野省三の著作に付された題目から検討すると、明治四十四年の「健全なる国民精神」（『養徳』）において初めて用いられている。

『戊申詔書述義』の序は、平田東助内務大臣・小松原英太郎文部大臣によるもので、小松原の記述によれば、他に解説書作成の計画があったものを、帝国教育会にも同じような計画があることを知り、当初の計画を変更して帝国教育会へ依頼したとされる。井上哲次郎を含め七名の委員が本書の編纂にあたり、教育勅語の解説書である井上哲次郎『勅語衍義』と同じく、公的な地位をもった解説書といえるだろう。よって、本書の内容検討は、国民道徳論研究において重要であると考えるが、本稿では、「国民精神作興二関スル詔書」の検討を中心に記述するため、本書の検討については今後の課題としたい。

大正六年に設置された臨時教育会議は、第一次世界大戦やロシア革命による世界的思想混乱に対して、内閣直属の諮問機関として設置された。ここでは九つの諮問に対する答申と、二つの建議が採択されたが、神社および官神職に関わるものとしては、建議第二「教育ノ効果ヲ完カラシムヘキ一般施設二関スル建議」が挙げられる。この建議の提出理由には「一、国体ノ本義ヲ明徴ニシ之ヲ中外ニ顕彰スルコト」には、敬神崇祖の美風を維持・

普及することが説かれており、その中で、「敬神崇祖ノ風ヲ振作スルニ付取ルヘキノ方策一ニシテ足ラス就中神社ノ莊嚴ヲ維持スルカ如キ祭祀ノ本旨ヲ周知セシムルカ如キ神官神職ノ地位ヲ向上セシムルカ如キハ其ノ最モ必要ナルモノナリ」として神社・神職への期待をみる事ができる。臨時教育会議の詳細については、海後宗臣『臨時教育会議の研究』（東京大学出版会、昭和三十五年）を参照。

文政審議会については、阿部彰『文政審議会の研究』（風間書房、昭和五十年）を参照。

片山清一編『資料・教育勅語』（高陵社書店、昭和四十九年）参照。

また、昭和天皇の教育関係の御言葉としては、昭和十四年五月二十二日「青少年学徒ニ賜ハリタル勅語」が特に知られているが、その約一年五か月後には「教育に関する勅語渙発五十年記念式典に於て賜はりたる勅語」がある。

石毛忠、他編『日本思想史辞典』（山川出版社、平成二十一年）。

例えば昭和戦前期において最後の渙発記念周年である昭和十五年の五十周年には、教育勅語渙発五十年奉賛会編『教育二関スル勅語渙発五十年記念誌』（帝国教育会出版部、昭和十六年）が刊行され、教育勅語の渙発関係資料や記念講演会記事、記念式典参列者名簿などがまとめられている。この五十周年前後には国民精神文化研究所から『教育勅語渙発関係資料集 全三巻』（国民精神文化研究所、昭和十三〜十四年）が刊行され、教育勅語の渙

発関係資料がまとめられ、教育勅語の理論的研究に貢献している。

(12)

石川岩吉の『国民道徳論』に関する著作には、湯本武比古・石川岩吉編『日本倫理史稿』（開発社、明治三十四年）湯本武比古・石川岩吉編『日本倫理史要』（開発社、明治四十二年）や、石川岩吉『国体要義』（開発社、大正二年）等があり、そのいずれも再版され、特に『日本倫理史要』は、『国体要義』発行後の大正四年にも再版されている。石川の共著者である湯本武比古は、『戊申詔書述義』を編纂・刊行した帝国教育会の代表者・主事であり、国民道徳論の系譜においても重要な位置を占める。本稿では、昭和七年に刊行され、同十一年に改訂版が刊行された『日本精神発達史』を通して河野省三の日本精神論について検討する。昭和七年の本書初版と同十一年の改訂版との差異については、その目次にはみられない。共に大岡山書店より刊行されているが、初版の構成には岸本芳雄・阪本健一氏が、改訂版では安津素彦・西田長男が労を執っている。

(14)

『日本精神の研究』「序にかへて」三頁。

(15)

河野の武士道に関する他の研究には、『武士道論』（『國學院雑誌』第二十八号第九号、大正十一年）がある。河野は日露戦争以後注目された武士道に対する様々な批評に対し、『武士道鼓吹論者の中に於てすら、客観的に十分に其の研究を試みたものが乏しいやうであった。従つて、武士道の我が国民道徳史上に於ける位置も、其の思想的特質も未だ決して善く私達に明示されてゐないやうに思ふのである。』（二―三頁）と述べ、さらなる武士道

研究の必要性を説き、『国民道徳史論』における研究を基に、武士道の詳細な分析を行っている。河野はそのま

とめとして「武士道の本質的特色は、節義廉恥の觀念を基礎とする、精神主義的生活を高調する点に在るものであつて、封建制度が撤廃され、時勢が頗る変化してをるにも拘らず、今日尚且武士道の名に於て、其の道徳的特色が思慕され、殊に多数の日本人に愛着の感じを抱かせてをる所以は、此に深い理由があると思はれるのである。』（二八頁）と述べ、武士道の精神的生活を高調する特色が、現代の道徳に与える影響について説いている。

(16)

神道との関りについては、満州事變の前年に刊行された『神道の研究』（森江書店、昭和五年）において「神道とは神の道である。神の道とは日本民族祖先以来の生活原理である。』（序、一頁）とし、具体的な日本民族の生活上の統一原理及び類似の詔書・規範として教育勅語を挙げ、「教育勅語は日本国民の生活規範を明示されたものであつて、其の理想は日本人としての個性を完成して、天壤無窮の皇運を扶翼し奉るに在るのである。』（序、五頁）」としていることから、教育勅語と神道との関わりが『国民道徳史論』（前掲）において、「之れ誠によく、我が国民道徳の要旨を概括せるものと謂ふべく、而して又実に、深厚なる皇祖皇宗の遺訓たるなり。』（二二頁）とし、さらに「国民道徳の特長を道破」（一四七頁）したものであると説いている。井上哲次郎の『国民道徳論』と同じく、河野省三の『国民道徳論』においても教育勅語の解

(17)

釈論的側面を見出すことができるのである。

三月号、五三―五四頁）においても、同様の事柄が述べられている。

(18)

村岡は「日本精神史方法論」(『世界精神史の諸問題(二)』理想社出版部、昭和十五年)において、「本居をはじめとして、我國の学問の天才が長い年月の間の体験として、我古典を対象に試みた国学の研究の方法こそは、まづ第一に、日本思想史の研究方法として、基礎を為すものでなければならぬ。而して国学に欠けた前記の史学的方面に至つては、吾々は之を西洋の学問の、即ち哲学史や、また前記のフィロロギイの史学的完成の成績に徴して、補ふことが出来るからである」と述べていることから、一貫して日本思想史研究の方法として国学の史学的完成を目指していた事がわかるであろう。

(19)

村岡は日本精神史の特徴として「殊に日本精神史といふ以上、或は日本思想史の場合に此して、一層に主張的主観的性質が強まる傾向が考へられるが、その為、歴史としての学の本質が無視され、または軽視されることがあつてはならぬから、用意が必要である。」(二九頁)と述べ、学問としての研究方法を踏外さないようにと警告している。

(20)

『日本精神論』(日本思想史研究4所収、昭和十八年五月)において村岡は、「それらの語が、その時代によりまたその個人により、多義多様であつて、少しく厳密に之を考ふる時は、必ずしの明確に決定されてあるとは言ひがたいこと、また同様に、之を否定しえない。それぞれの語義について、一層内容的もしくは実質的に、しかも近代的学問的厳密さを以て之を規定することは、必ずしも

十分に為されたとは言へない。而してこれらの語が、学問的に明らかでない所以は、一つにはこの種の研究に任ずる学問が、我國に於いて、未だ十分に開拓せられなかつたことに原因する。けだし自国の文化や思想に対する研究の―単なる宣揚でなく、―怠られたこと、近代日本ほど甚しかつた文化国は、世界の文化国中之を見ないとも言得よう」(一八七頁)とも述べ、思想に関する研究の必要性を述べている。

(21)

『日本精神論』に於いて村岡は、「日本精神」を「中間的、特殊の原理である。」(二〇〇頁)と説き、「それは第一に、民族心理学的事実であり、同時にまた規範的道德的のものでなければならぬ。即ち日本民族が心理的性質として有する事実であつて、また日本民族の為に、当にあるべき理想のものではないならぬ。」(同右)とした上で、過去の国民性に関する研究では「日本精神」を明かにすることは出来ないとしている。また「日本国民として、共通的に他国民に対して有する特性でなければならぬ。」(同右)とも説き、そのために「日本精神」とは、他国との比較に於いて「出来る限り個性的でなければならぬ。」(二〇一頁)としている。

(22)

村岡が重要視する古神道、そして神道の倫理化に関する論文には「古神道に於ける道德意識とその發展」(『日本思想史研究』大正十年)等がある。

(明治聖徳記念学会研究囑託)